



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年12月19日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
岐阜地域 福祉事務所	地域福祉第二係	奥村 宮本	直通 058-272-8287 FAX 058-278-3526

指定障害福祉サービス事業者の行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、下記事業者が運営する事業所の指定の取消し処分を本日付けで行いました。

記

1 事業者等の概要

- (1) 事業者名等 一般社団法人あすの（代表理事:久保 かずふみ
くぼ かずふみ 和史）
(2) 事業所名等
ア 名 称 さんスワロー。
イ 所 在 地 各務原市鵜沼朝日町2丁目40番地
ウ 事業種別 共同生活援助
エ 定 員 4名
オ 指定年月日 令和2年10月1日

2 処分内容

指定共同生活援助事業所「さんスワロー。」に対する法第29条第1項の指定の取消し

【処分通知日】令和7年12月19日

【指定取消日】令和8年2月1日

【根 拠】法第50条第1項第6号（訓練等給付費の請求に関する不正）

3 処分理由

○訓練等給付費の請求に関する不正

「さんスワロー。」において、実際にはグループホームに入居していないにもかかわらず、2名が入居し障害福祉サービスを提供したと偽り、令和2年10月から令和5年4月分までの訓練等給付費（夜間支援等体制加算を含む。）

計6,405,075円（概算）を各務原市に不正に請求し、受領した。

なお、不正に受領した訓練等給付費については、市へ返還するよう求めていく。

【参考】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号)

(介護給付費又は訓練等給付費)

第二十九条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

（略）

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～五（略）

六 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

（略）